

大分県高齢者福祉課

平成26年1月21日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 個別サービス計画の作成について
- ケアマネジメントプロセスを徹底しよう
- 悪徳商法に注意！！

●個別サービス計画の作成について

訪問入浴介護・居宅療養管理指導を除く居宅サービスについては大分県の条例で、サービスごとの「個別サービス計画（訪問介護であれば訪問介護計画、通所介護であれば通所介護計画 等）」の作成が義務付けられています。

次のポイントを踏まえた個別サービス計画の作成が行われていますか？！

実地指導等での指導件数が多い事項です。 いまいちどご確認ください！！

【個別サービス計画作成のポイント（各サービス共通部分）】

	内 容	チェック
1	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載する（ サービス提供事業者としての視点からのアセスメントが必要です！！ ）	
2	すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。	
3	計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得る（ サービス実施前の説明・同意が必要です！！ ）。	
4	作成した計画を利用者に交付する。	
5	作成した計画は5年間保存する。	

【実地指導での指導事例】

	指導事例（悪い例）
1	一部の利用者について、個別サービス計画を作成していない。
2	サービス事業所でのアセスメントを行っておらず、個別サービス計画の内容が居宅サービス計画の丸写しになっている。
3	サービス開始後に個別サービス計画を作成・交付している。
4	個別サービス計画の同意欄に利用者等の署名がない。同意をとった日付の記載漏れがある。
5	交付した個別サービス計画を事業所で保存していない。

【発行元】大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班

TEL:097-506-2684

【参考ホームページ】

事業所（施設）の人員、設備、運営の基準等を定める条例の施行について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kizyun.html>

※上記ページ内の「条例等一覧」>「条例・規則・審査基準の三段票」をご覧ください。

●ケアマネジメントプロセスを徹底しよう

介護保険サービスを提供する目的は利用者及びその家族の自立とQOLの向上です。

介護保険の場では、これらの目的達成のため、**ニーズを的確に捉えて、様々な視点からサービス調整を行う総合的な援助＝ケアマネジメントの手法**が用いられています。

一連のケアマネジメントプロセス（ケアマネジメントの手順）は、厚生労働省が定めた基準省令の運営基準、「**指定居宅介護支援の具体的取扱方針**」に記載されており、主なものが次のとおりです。

居宅介護支援事業所において、これらの基準が守られていない場合、「運営基準減算」の対象となることがあります。

それぞれの事業所で、「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」が守られているか、確認してください。

【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】

	項目	内容	フィク
1	課題分析（アセスメント）の実施 減算対象	<ul style="list-style-type: none">● 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握（以下「アセスメント」という。）する。<ul style="list-style-type: none">・利用者の日常生活上の能力、既に提供を受けているサービス、介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を行う。・利用者の生活全般についてその状態を十分把握する。・利用者が生活の質を維持・向上させていく上で解決すべき課題を把握する。・利用者の課題を客観的に抽出するための手法として、<u>合理的なもの</u>と認められる適切な方法を用いなければならない。● 利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。<ul style="list-style-type: none">・この場合、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。・アセスメントの結果、当該記録を2年間保存しなければならない（H26.4.1～5年間保存）。	

	項 目	内 容	フック
2	居宅サービス計画原案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス計画原案を作成する ・利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域におけるサービス提供状況を勘案して、アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討する。 ・利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標（長期・短期）とその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供するうえでの留意事項を記載する。 	
3	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">減算対象</div> サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。 ・「やむを得ない理由がある場合」は、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の情報等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしなければならない。 ・上記の「やむを得ない理由がある場合」とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない場合等における軽微な変更の場合が想定される。 ・サービス担当者会議の要点や、サービス担当者に照会を行った際の内容は記録し、2年間保存しなければならない（H26.4.1～5年間保存）。 	
4	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">減算対象</div> 居宅サービス計画の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス計画の原案の内容を、保険給付対象かどうかを区分したうえで、原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。 ・説明及び同意を要する原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表、第7表に相当するものを指す。 	
5	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">減算対象</div> 居宅サービス計画の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス計画を作成したら、利用者及び担当者に交付する。 ・作成した居宅サービス計画は2年間保存しなければならない（H26.4.1～5年間保存）。 	

	項 目	内 容	ポイント
6	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">減算対象</div> 居宅サービス計画の実施状況等の把握(モニタリング)及び評価等	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更・サービス事業者等との連絡調整等を行う。 ・サービス事業者から円滑に連絡が行われる体制の整備に努めること。 ●モニタリングは少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接する。 ●少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。 ・「特段の事情」を除き、上記頻度の面接・記録は必須。 ・「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指す(介護支援専門員に起因する事情は含まれない。) ・「特段の事情」がある場合、その具体的な内容を記録すること。 ・モニタリングの結果の記録は2年間保存しなければならない(H26.4.1～5年間保存)。 <p style="color: red;">※ 1月1回以上のモニタリングの実施とその記録未実施の場合減算</p>	
7	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">減算対象</div> 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護更新認定や要介護状態区分の変更認定の場合、原則としてサービス担当者会議により計画変更の必要性について専門的見地から意見をもとめる（やむえない理由がある場合は照会等により意見をもとめることができる）。 ・上記の「やむを得ない理由がある場合」とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。 ・サービス担当者会議の要点や、サービス担当者に照会を行った際の内容は記録し、2年間保存(H26.4.1～5年間保存)。 	
8	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">減算対象</div> 居宅サービス計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●変更にあっても、作成時と同様の一連の業務を行う <p style="color: red;">※運営基準減算の対象項目は、新規作成時と同じ。</p>	

【運営基準減算の減算額】

減算額①：(1カ月目) 所定単位数×50／100 ←※50%減算

減算額②：(2カ月目以降) ※運営基準減算が2月以上続く場合

所定単位数が算定できない ←※100%減算

【減算の適用月の考え方】

時点	減算対象内容	適用月
居宅サービス計画 ・新規作成時 ・変更時	<ul style="list-style-type: none"> ●課題分析（アセスメント）の実施にあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合 ●居宅サービス計画の原案の内容を ・利用者又はその家族に対して説明し ・文書により利用者の同意を得たうえで ・居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合 	<p>その状態が発生した月から当該状態が解消されるに至る月の前月まで減算</p>
①居宅サービス計画 ・新規作成時 ・変更時 ② 要介護更新認定時 ③ 要介護状態区分変更認定時	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない場合を除く） 	
居宅サービス計画 ・作成後	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護支援事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない（特段の事情がある場合を除く） ●モニタリング結果を記録していない状態が1月以上継続する場合（特段の事情がある場合を除く） 	<p>記録がない月から当該状態が解消されるに至る月の前月まで減算</p>

【参考ホームページ】厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/kaitei.html>

※以下を参照ください。

- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する

する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

【参考告示】

厚生労働大臣が定める基準（H24.3.13 厚労省告示第 96 号）第 56 号

《お問い合わせ先》

高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL:097-506-2692, 2696

●悪徳商法に注意！！

高齢者への悪質商法が社会問題になっています。

例えば「買え買え詐欺」。「あなたしか買えないので、代わりに買ってくれたら高く買い取る。」などと言ってお金を振り込ませようとする詐欺的なもうけ話にだまされる高齢者が増えています。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（大分県消費生活センター）では、県内の消費生活相談の内容や悪質商法の手口など消費生活に関するタイムリーな情報を「アイネス消費生活情報」として配信しています。

この機会に是非ご登録いただき、情報入手することをお薦めします。

利用者が悪質商法に巻き込まれないように！！

・配信を希望される方は、下記のメールアドレスまでお申し込みください。

（お名前、市町村名をご記入のうえ、「P c 版又は携帯版のメルマガ配信希望」と書いて送信してください。）

・申込先 → iness.csm@pref.oita.jp

【参考ホームページ】

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（大分県消費生活センター）のホームページ

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi/mailmaga.html>